

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて

〔平成23年4月28日〕
理事長 裁定

独立行政法人日本学術振興会が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項を準用し交付決定を取り消した補助事業を行った研究者に対し適用する独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）第5条第1項第1号に定める助成金を交付しない他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間については、下表のとおり取り扱う。

助成金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1 補助事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	2年
2 1を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	3年
3 科学研究に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

なお、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、助成金を交付しないこととする。